令和元年度第３回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　令和元年９月１０日（火）午前10時～正午

■場　所　　大阪府庁本館５階　正庁の間

■出席者　　角野委員、松風委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、八山委員（五十音順）

■内　容

事務局　青少年健全育成審議会特別部会を開催します。本日は特別部会の委員の過半数のご出席をいただいておりますので大阪府青少年健全育成審議会規則第5条第2項の規定により、会議が設置しておりますことをご報告させていただきます。

なお今回は青少年被害・トラブル事例についてお話をいただくため、大阪府公立学校スクールカウンセラースーパーバイザーの河井美砂先生にお越しいただきました。また、オブザーバーとして府警本部少年課の皆様にもご出席をいただいております。

本部会は基本的には公開ではございますが、大阪府情報公開条例第8条および第9条の規定に該当する情報について審議をさせていただく場合には、非公開とさせていただきます。それでは、この後の進行につきましては園田部会長、よろしくお願いいたします。

部会長　それでは早速議事を進めてまいりたいと思います。6月に開催されました第二回特別部会において青少年健全育成条例39条については慎重な議論が必要なテーマであることから、法的機関点について、まず私の方で案をまとめることを委員の皆様に了承いただきました。他の法律の専門家の先生方のご意見を伺いながら、法的観点についての部会長整理案をまとめましたので、説明させていただきます。

　　　資料１　「児童に対する性犯罪規定」　について説明

委　員　例えば16歳未満とか、これは他府県では例があるのですか。

部会長　ないと思います。

委　員　こういう議論というのは結構あるのですか。

部会長　外国では16歳に性的な同意年齢を下げるという議論はありますし、淫行条例そのものについても、18歳は高過ぎるのではないかという議論はあります。実際にはそういう議論はないですけれど、児童が今18歳未満となっていますので、そういう議論も、理論的にはあり得るのではないでしょうか。

委　員　はい。わかりました。

部会長　16歳というのは高校生。義務教育まで現状と同じように保護して、高校生以上については、性的自立や尊厳が害されたかとか、そういう観点から見ていた方がいいのではと思います。

委　員　中学生までは結構規制がきつくて、親も学校も。ただ高校になると、ある一定自由度が与えられて時間的余裕も生まれてくるということで、高校になってスパークする子が結構いると思います。青少年の自律、判断能力の育成のためというところと、ちょっとしんどい部分も出てくるかなと。成長しづらい子も結構いるのでという懸念があったのでということです。

委　員　私も青少年の性的尊厳、性的不可侵性が侵害されたかどうかが非常に重要であるという観点には賛成です。あと、青少年の自律判断能力の育成も非常に必要なことだと思っていますが、それを阻害する環境が、インターネット等を含めた様々な今の社会的な環境があり、それをどう育成のために整えていくのか又はその環境そのものに対しての規制をどのようにしていくのかが、我々の役割ではないかと思います。そのあたりについては、この中にも整理していただいておりましたが、刑法に基づいた観点というよりは条例の特性を生かした内容にしていくべきではないかと思います。

委　員　私は16歳で区切ることについての合理性はあまりないのではないかと考えておりまして、16歳17歳くらいであっても判断能力の未熟だというのは一定程度あるのかなというふうに考えていますので、青少年健全育成条例全体が18歳で区切られている中、この条項だけ16歳にするということには異を唱えているというところです。あと、条文の構成として青少年の判断能力の未熟さに乗じて性行為等が行われた場合については、処罰の対象にすべきだと考えておりますが、その構成要件を考えていく中で、そういった条文にしたとしても、あまり現状と立件される件数は変わらないのではないかという弁護士のご指摘があったので、その点が変わらないような改正では，あまり改正の意味がないのかなと思います。改正しましたというアピールに終始するのではなく、他府県では処罰の対象になっているものが大阪では立件できてない、大阪ではかなり見逃されてしまっている現状をこの機に変えていくという方向で考えたいというのが私見です。

委　員　青少年保護条例違反の都道府県別検挙件数の資料について。一つは、みだらな性行為等についての検挙人員についてみると、かなりバラバラです。おそらくこれは、条文の作りというよりは、その県警のポリシーというか運用がかなり影響しているのではないかと思います。

各都道府県の条文をまとめていただいた資料と照らし合わせると、条文はあまり変わらない中で、件数・人員が違うと言うのは、条文の書きぶりだけではなく、結局県警の運用方針等が検挙件数に影響していると推測されます。

もう一つは、例えば千葉県条例を見ると、最高裁判決の二つの行為類型をそのまま条文化しており、検挙件数は30件。大阪府条例の39条2項2号は、専ら性的欲望を満足させる目的でという目的要件があり、かつ威迫困惑欺罔させてという二つ要件があります。一方で、千葉県条例は目的がなく、威迫欺き困惑の部分は、大阪府条例は「させて」とありますが、千葉県条例は「乗じて」となっています。

それから後段に、自己の性的欲望を満足させるため対象として扱っているとしか認められない性的行為という最高裁の類型があります。こういった形にすれば、方針次第だとは思いますが、千葉県程度には立件しうるということです。

仮にこの大阪府の検挙2件が少な過ぎるというのであれば、目的要件を外すことが考えられます。最高裁判例でいう後ろの類型を入れることについては、このまま構成要件化しづらいところがあるので、そこはもう少し検討が必要だとは思います。

最高裁の2類型っていうのは、一つは威迫・欺罔・困惑、要するに広い意味で言うと同意がない状態、不本意に行為に及んでしまったという捉え方だと思います。後段は性的欲望を満足させる対象として扱っているとしか認められない行為ということで、青少年の側としては別に不本意な性行為だったわけではないけれども、その関係性から見て、弄ばれたということで、後々心の傷が残るというものです。それが青少年の健全育成を阻害するという話だと思います。

この両類型を何らかの形で条文化するということであれば説明はできるのですが、条文化は難しいとも感じます。

部会長　ありがとうございました。補足しますと、平成29年に刑法の性犯罪についての大改正があって、3年後を目途に見直すという議論があります。不同意性交罪を設けるかが問題になっています。

今現在は、強制わいせつ、強制性交というのは暴行脅迫というのが必要であり、準強制わいせつ、準強制性交は薬物とか抗拒不能に乗じて、わいせつ行為、強制性交をするという犯罪類型です。

今言われているのは、暴行脅迫がなくても同意しない性行為を罰すべきじゃないかというものです。暴行脅迫の程度というのは、反抗を著しく不可能にする、反抗を著しく抑圧するような程度は要求されているけれども、それよりももっと軽いものであっても、犯罪とすべきではないか、それを刑法に設けるべきではないかという議論があります。

そうすると、先ほど委員も言われたように、条例39条の2号の威迫欺き困惑というケースは、強制性交とか強制わいせつとは別に、不同意性交という類型ができれば、そちらに入っていく可能性がある。だからそのあたりも見通した議論というのが必要だと思います。

今の不同意性交罪で議論になっているのはまさにこういう類型です。威迫・欺き・困惑などを中心に、その他例えば教師と生徒とか、コーチと生徒とかいう立場を利用したとか、そういうもので無理矢理性的行為をしたっていうものを正面から処罰すべきだとそういう議論になっている。まさにこういう威迫・欺き・困惑といったような類型も刑法の処罰の中に取り込まれていく可能性があります。その辺の国の状況というか、国法レベルでの議論というのも大きく影響してくると思います。

委　員　青少年の自律性の育成という観点をどのように条例の中で保障していくのか、この欺罔・困惑等々、そこの関係性は議論されるべきではないかと思います。

要するに、自律のために何が必要か、大人側からそういう未熟な自立途上にある青少年に対して、困惑させたり疑惑を与えたりというようなことが行われることを、どう阻止していくかという観点がいるのではないかと思います。

委　員　今、不同意性交の話出ましたよね。例えば先ほど、力関係でどうしても大きくは拒否できなかった事例っていうのは、中高校生や小学生にもあったような記憶があるんですよね。そのことを考えたときに、尊厳とか不可侵性というようなことを重視した場合に、不同意性交などは関係なしに、威迫といった要件を取り除いたときには、条例で処罰できるんですよね。

というのは、結構小中高校生というのは、そういう環境に置かれているということを私自身はつくづく感じてきた。虐待においてもありましたし。だからそういう意味で、検察が言ってたこともあるんですが、子どもの育成という観点から見たときに、尊厳とか不可侵性とかそういうものって子どもはあんまり触れたことないないし、考えたこともないので、そういう発信が子どもたちにできたら、メッセージ性は結構強いと思います。法律用語にはあったとしても普段は触れてない生活をしているので、そういった発信があれば、教育的に意味があると思いました。

委　員　質問ですが、国の方で刑法改正がなされる可能性があるというお話は繰り返し強調されているところですけども、今回の条例改正論議において、どのように考慮すべきだというお考えなんでしょうか。法律改正が見込まれるのでその動向を注視するということで、今回は条例の方は動向を見極めるべきで、今回は触るべきではないというようなお話なのでしょうか。

部会長　3年後の見直しというのは来年なのです。不同意性交については、法制審議会でも議論があって、不同意性交罪を設けるべきだというのは結構強い。現在の暴行脅迫要件があるので、それは不同意性交罪の加重類型として規定すべきであるというのです。

不同意で性行為をした場合は犯罪行為であるというのが基本で、その際に暴行脅迫を使えばより重い犯罪になるというものをイメージされています。確実にそういう方向で改正されるかは分かりませんが、来年のことなので、私個人としては、具体的に改正の提案ということではなくて、そういう方向性をにらんだ議論をまとめるということでも、十分意味があるのではないかと思います。

委　員　改正されるとして、今は暴行脅迫ですが、それが威迫・欺罔・困惑のように変わる方向性があり得るという話でしょうか。

部会長　それは全く分かりません。不同意性交の条文自体がどうなるかという議論はまだどこにもありません。ただ方向性としては、同意を得ないような形での性行為を犯罪化すべきであるというものです。具体的に行為としてどういうものを要求すべきかどうかは分かりません。私は何らかの違法行為というのを前提とすべきだという考えを持っています。

その辺りの今後の方向性は分かりません。ただ、不同意性交罪という犯罪ができると、この威迫・欺罔・困惑と類型化されているものの多くは、そちらに流れていく可能性があるとは思います。

委　員　条例の話に戻します。他府県の条例も威迫・欺罔・困惑とあるので、それを丸ごと削除する、あるいは、同意があるかないかを直接問うような文言にするということは、多分問題になってないと思います。

この威迫し欺罔し困惑させてという現状の大阪府条例の問題点として指摘されたのは、この書きぶりだと立証のハードルが高くなるという点だと思います。ただ、他府県も、威迫し欺き困惑に乗じてという言い方をしているので、少なくとも「乗じて」に変えれば、他府県との関係で大阪府の要件が突出して問題だという話にはならないでしょう。そういう意味では、この威迫・欺罔・困惑は今回は大きな焦点にはなってないと思います。

問題となっているのは他の点だと思います。一つは目的要件を外すかどうかという問題。もう一つは最高裁判例で言うところの後段の、性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められない性行為又はわいせつな行為、これを取り込むかどうかという問題です。

これは推測ですが、おそらく他府県で立件しているのは専らこちらではないかと想像します。最高裁判例でいう後段の方を入れるかどうかが、検挙件数への影響ということでいうと、大きいのではないでしょうか。

いずれにしても、威迫し欺き困惑させてという要件は、基本的にはあまり焦点にはなっていないと思います。

委　員　不同意性交罪がどのような形で規制されるか、されないのかは、まだ今の時点では何とも言えません。同意があったとしても、健全育成という観点で不適切として処罰対象になるものがあるというところですので、不同意性交罪が入るとしても、条例で別途健全育成という目的に則って規制する必要性は変わりないと思っています。ですので、必ずしも不同意性交罪の動向を見てからでなくても良いと思います。

部会長　もともと淫行を処罰するというのはそういう考えですよね。同意があってもそれは健全育成パターナリズムの観点からは認められないということですから、それはその通りだと思います。

この問題はさらに引き続き議論するとしまして、続いて、どういう行為から青少年を守るべきか、青少年の被害トラブル事例などからこの問題を考えていきたいと思います。

ここからは捜査その他公共の安全と秩序の維持の活動に支障を及ぼす情報というものを取り扱いますので会議を非公開とさせていただきますが、いかがでしょうか。（異議なし）

それでは引き続き、本特別部会テーマのＳＮＳ等に起因した青少年の性的搾取についてですが、ＳＮＳという特性もあって青少年がなぜ危険に近づいてしまうのか、どのような子が被害に遭っているのかといった実情がなかなか見えづらいということがあります。委員の皆様からそのような青少年の実態について知りたいという要望もありましたので、本日はまずは大阪府警少年課からSNSに起因した青少年の被害防止に向けた取組についてお話をいただき、その後、大阪府公立学校スクールカウンセラースーパーバイザーの河井美砂先生から、学校現場などでスクールカウンセラーとして活動されている中でご経験された青少年からの相談事例について等についてお話をいただきたいと思います。お2人からお話を伺った後に質疑応答の時間を設けたいと思いますので、それではまず、大阪府警少年課のご担当者様より説明をお願いしたいと思います。

少年課　SNSに起因した青少年の被害防止に向けた取組について説明

部会長　次に河井先生にお話をお願いしたいと思います。

河井氏　公立学校のスクールカウンセラーと府立高校のスクールカウンセラーで現在は府下の学校全体を見回るようなポジションにおり、20年弱公立学校の方で関わっております。

最近ここ5年ぐらいは、スマートフォンがかなり安くなって、家族全員が持つようになってきておりますので、低年齢化しており、小学生の女子児童が被害に遭ったという事例もありました。

以前であれば、例えばキャバクラに体験入店に行く子とか、援助交際をする子というのは、性的にも奔放であることが学校の中でも分かっていたり、友達関係の中で失敗行為とかも分かりながらも、巧みに生き抜こうとして被害に遭うという子たちが多かったです。でも、最近はネットの社会の中でいろんな情報を取り入れて自分でやってしまうので、気軽にやれてしまう。例えば、性非行となれば繁華街に行かなければ出会いはできないですけれども、今は身近でできてしまうというところで、敷居がかなり低くなっているのを感じています。また、本当におとなしい、教室の中でも目立たない子たちがそういう行為を行っているようになっていると感じています。

学校でも性教育の中でそういうことも触れているのですが、子どもたちの方が大人よりも先にいってしまっているのでなかなか止まりません。また、ネットリテラシーの部分がありません。失敗した事例はみんな言いませんよね、悲しい思いをしてこんな被害遭ったということはネット上には乗らないので、「みんな上手くやっているから、私も上手くやれる」というふうに思い込んでしまっているところが、今の子どもたちの特性かなと思います。

「失敗しても誰も言わないでしょう？」というのを一人一人に語りかけていくと、納得してくれます。でも、何を証拠にそれが言えるのか、「みんな成功しているし、みんな上手にやっているし」「ＮＧ行為を書いているから大丈夫」と言う子もいます。なかなか子どもたちに危険性が伝わらないというところが特徴だと思っています。小学生の被害者が出た段階で、今どきはもう小1からスマホを持っていますので、今後どんどんそういうことが増えていくのかなと危機感としては思っております。

委　員　学校の様子についてお尋ねします。そういう事例が上がったら、教育委員会も絡んでくるでしょうし、学校長にも情報が入るだろうし、保護者も絡んできますよね。その場合、学校には危機意識はあるのでしょうか。それともう一つ、学校はほとんど効果的な取り組みをしていないのでしょうか。

河井氏　結局、寝た子を起こすなというのが出てくると思います。効果的なアプローチと言いますか、ネット教育などで「いじめをやめましょう」みたいなことは出ているし、警察の方に来ていただいて薬物のことなどでちょっとは触れています。ただこの問題については、実際のことを誰が語れるのか、語れる人がいるのかというところもあります。

今の事例は、全部学校が絡んでいて、学校の先生によっても、キャッチした情報を「これはまずいぞ」と思うのか、ネットにあまり詳しくない先生が「なんかいらんことして」と思うくらいなのか、そこも先生の感度の足並みは揃っていないかなと感じます。

「すぐに動かないと、このまま放置したら被害に遭ってしまう」という感度を持っている先生が情報をキャッチして、生徒指導の先生とちゃんとタッグ組んでいるといいのですが、そうでない場合は、インターネットの世界なので、会ってしまえば翌日被害を受けて帰ってくるっていうこともあるんです。

話を聞いた日にその子が休んでいたので、話を聞いた先生がすぐ家に連絡したり家庭訪問をして、その子の現認をしたという事例がありました。そこまでの感度を持ってない先生の場合は、仕事が終わってから夕方に親御さんに電話をして、という対応をしているでしょう。それでは場合によっては間に合わず、子どもが被害を受けてしまっている可能性があります。

また、被害を受けた子が申し出なければ、こういった事例は学校にとってはあまり身近ではないかもしれないという気はいたします。

部会長　どのような対策が考えられますか。

河井氏　性教育でも何でもかなり突っ込んだものをしようとなると、「そこまで伝えてしまうのはどうか」という話は絶対出てきます。ある程度伝えて、どういう被害を受けるかを伝えた方が危機感は持ってもらえるとは思うのですが。でもそういう話を学校が伝えても、本人達がどう受け止めるかは様々です。「自分は大丈夫」みたいに思っている子たちは、ある一定数はいます。でも、しないよりはした方がいいだろうし、ちょっと心得があるような養護教諭がいる場合は、そのあたりのニュアンスも入れて少しずつやっていこうということもあるでしょう。

その場ではあかんと思わなくても、まずいと思って保健室や相談室に来てくれる子がいるような形にしようということはお伝えしています。でもそういったことを考えられない大人も多いので、難しいところだと思います。

部会長　いわゆる援交をして、何もトラブルに合わない子も結構いるわけですよね。結構お金儲けてる子もいるわけですよね。そういう子が友達に成功体験みたいなものを話すのですか。

河井氏　5年以上前はそうだと思います。でも今は、友達とは話さずネットの中での情報で動く子たちが増えています。そういう情報を友達と話す子たちは、どちらかというと非行まではいかないけども、ちょっと興味がある子たちなので、コミュニティがあってその中で一緒に行こうよみたいな形になります。でも、ネットの情報で動いている子たちは単独行動なので、危機に陥りやすい面があります。また、裏アカウントを使われたらもう全然わからなくなります。

委　員　一つは、見た目は普通のタイプだということなんですけど、見た目が普通か普通でないかっていうのは、昔からのステレオタイプで判断しているところがあります。

今のお話も含めて考えると、特に家庭環境、親子関係が希薄であるとか無関心だとかいう意味でやはり問題はあるんです。今回ご紹介いただいた事例の子どもたちもかなり問題を抱えており、対応する側は、見た目が普通の子なんだから警戒しなくていいということではなく、その辺の認識を改める必要があるのかなと感想としてもちました。

その上で、これは一般論としてですが、こういう被害に遭った子どもたちから事情を聞くことは、どれくらい難しいのでしょうか。ある程度詳しく聞けるものなのでしょうか。

というのは、先ほどの議論でもあったのですが、事件が起きた際に、性被害なので事情が聞けず立証が難しいのではないか、だからルールを緩めて、立証があまり必要ないようにしてはどうかというご意見があるのです。そのあたりいかがでしょうか。

河井氏　被害の認識は薄いと思います。あれはあれよといううちに、初めてそのような状況になり、自分の身に何が起こっているのか分からないうちに、被害に遭ってしまっています。

委　員　聞き出すのに苦労するのは、記憶がないからということですか。

河井氏　意識していないので覚えてないのと、あとはプチパニック状態ということです。

委　員　何かべつに直接乱暴なことをされたわけではないのですか。

河井氏　ではありません。ただ、ＮＯと言える状況ではない中で、たたみかけるように起こっていったということです。

委　員　ある程度どういうことがあったのかは、聞けば分かるのですか。

河井氏　分かるけれども、時系列できっちり聞くのはなかなか難しいです。ちょっと時間がかかりました。女性警察官が対応してくださったんですけども、後からポロポロ、こんなことをされたっていうのは出てきました。

委　員　なかなか話を聞くのは難しいのですね。

河井氏　　聞くのは、難しいですね。また、学校の対応に関してですが、被害生徒の家庭にもちょっと課題はあるんですけど、もっと大変な虐待事案の子たちもいるから、被害を受けた生徒の普段の生活から見て、そこまで対応するのはなかなか難しいところかなと思います。

ただ、繋がりが弱い子たちなので、繋がることを意識して関わっていかないといけない。そのあたりは、先生たちも変えていかなきゃいけないなと思ってはいます。でも忙しくてなかなか追いつけていません。

委　員　もう一つ、全然違う話ですけど、例えば総務省とか携帯電話会社さんとかに話を聞くと、情報モラル教育を頑張ってやっていますという話をお聞きするんですけど、実際問題としてどのぐらいモラル教育というのは浸透しているのか、あるいは伝わっているのでしょうか。あまり浸透していないのではと想像しますけれども、実際ご感想としてはいかがでしょうか。

河井氏　関わってきた学校でも、携帯会社の方が来ている場合や、そういう活動している方が来てくださっていた場合がありますが、やっぱりどこか他人事で聞いていて、自分事として捉えていないですね。

また、公的なところで話せる範囲の、厳選された整った形の情報なので、「そんなの知っている」という感じで子どもたちは聞いてしまっています。今日お話した事例ぐらいの感じで話をしたら、いろいろ出てくるのかもしれないですが。一つの教室や体育館の中でとなると、情報がさあっと流れていってしまうのが現実かなと思います。

委　員　子どもたちがトラブルに巻き込まれたときに、「そういえばあんな話を聞いた」という感じで、助けを求める発想が出てくることを期待しているのですが、なかなかそうはならないのでしょうか。

河井氏　例えば、ＳＮＳ上で「死にたい」と書くと、相談窓口などが出てくるじゃないですか。そういうワードを入れたらぱっと出てくるくらいだったら、もしかしたら可能性はあるかなと思います。

委　員　何かどこかで止める仕掛けみたいなのがあればいいと思うんですけども。

河井氏　性的なことを語れるようにはなってきてはいるんです。私が最初に関わった20年前なんて、性教育でコンドームを出すというだけでも、校長先生に怒られたりしていた時代なので、それから比べたら、だいぶ明るくはなってきています。

でも、じゃあ「パパ活」について学校の中で出せるかというと、実験的にやってみようというところはあるかもしれないですけど、全部の学校で入れられるかはちょっと疑問ですね。

部会長　被害に遭った子どもたちは、結果的に後悔しているんですか。

河井氏　深い後悔というよりは、まだよくわかっていない状況です。中学校での性教育のときには事前に呼んで、しんどくならないかケアをずっと続けていました。まだ自分の身に起きたことを後悔するような状況ではなくて、その都度、自分が受けたことを受けとめるので精一杯という形ですかね。妊娠してしまった子たちは、もうそんなこと言っていられなくて、目の前のことに対応していくので精一杯っていうところですかね。

自分の受けたことを、ちゃんと自分の人生の中にある程度の形にして取り入れることって、大人ですらかなりの年月がかかると思うんです。子どもの場合は、言葉がそこまでないので、より難しいところですし、私としては3年間というスパンでしか見られないので、高校生であった場合はその後こういうところで相談できるからねというのは渡す、中学校の子たちは高校のカウンセラーに、気になる子いるから見てくださいと繋ぐのが精一杯です。後悔まではなかなかまだ難しいかなと思います。

部会長　それでは、残りの時間で禁止の範囲について議論を進めていきたいと思います。今日結論出すわけではないんですけれども、何かご意見等あれば出していただければと思います。

委　員　条文の解釈については、ある程度立法者側で言えるので、府議会の答弁とか説明資料とか、あるいは解説とかで書けば、制定者としてはそういう解釈なんだと、乗じてと書いてあるのはそういう意味なんだと書けばそれはそれでそういう解釈として通用すると思うんですけど。なので、それも含めて考えないといけないと思います。

委　員　従前から私は申し上げているのですが、判断能力の未熟さに乗じてという部分においては、今後、規制範囲に入れていくものではないかと。でも私の中で青少年側から大人に働きかけた場合をどうするかというのがとても悩ましいなというところです。

先ほどのお話でも低年齢化しているという話もありましたけれども、ＳＮＳとかではなくて性的虐待を受けたり、もしくは性暴力を受けている子どもが、性というものに対して先入観とかはなく、それがコミュニケーションツールとして変に植え付けられてしまったまま、ちょっとずつ成長していってという中で、働きかけをする。それに大人が乗ってくるっていうような状況も中にはあるのでしょう。そうなると、そういうパターンについては、やはりかなり不適切さが認められるのではないかと思いますので、規制対象として検討すべきではないかなと思っているところではあります。それをどういうふうにパターン化するかが悩ましいなと思っているところです。

委　員　私も大人側が困惑に乗じて性的な行為を行うことを規制の対象に含むべきであると思います。特に、写真であったり年齢を詐称していたりとか、高校生を装ったりとかっていうのは、非常に多くあると思いますので、そのあたりの困惑というのを大人側の責任問題として、取り上げるべきだと思います。違いをどう区別するのかは難しいとは思うんですけど。何かそこで16歳で線を引かれたのかもしれないなとは思いますけれども、そこをどうすべきか、私としては規制すべきと思うが、事実確認等々の難しさについては思います。

委　員　大人側からの働きかけに関して、まだ成長段階なのでということはあるにせよ、「やっぱり嫌だ」と言ったら駄目なのかと感じる。ネット上のやりとりでそうなってしまったから、会うのも問題だけど、会ったときに、「やっぱり嫌」と言うのが普通だと思うのですが、そういったやり取りがなく、こんなにも一直線に行ってしまうのかと思うと、ちょっと驚いています。

部会長　社会的というか同義的に見ると大人の方が非難されるべき行為で、例えば子どもの方から好意を寄せて、それに乗じて性的な行為を大人としての自覚を捨てて及んでしまうというのは、大人自身が責められるべきことだとは思います。

ただ、これを処罰すべきかどうか、刑罰でこういう行為に対処すべきかどうかというところが一番問題になると思います。刑罰というのは一番厳しい制裁ですから適用にはいろんな条件があって、何よりもその処罰すべき対象が明確に類型化できるかどうかが一番重要な点になるわけですけれども、今までその点について、あまり議論をしてこなかったような気がします。

次回は、刑罰を用いるに当たっての留意点や、果たして青少年側から大人に対して働きかけた行為について、あるいは大人が困惑に乗じて行ったような行為について処罰する場合に、その刑罰という制裁が本当にふさわしい対応なのかどうかというあたりについても、いろいろご意見をお聞かせいただければと思います。

今日は時間が来ましたので、以上で本日の議事を終了しまして、進行を事務局の方にお返し致し思います。

事務局　それではこれをもちまして、大阪府青少年育成審議会第3回特別部会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。